

国際目録原則覚書  
Statement of International Cataloguing Principles (ICP)  
2016 年版 (2017 年改訂)

IFLA 目録分科会、国際目録規則に関する IFLA 専門家会議

日本語訳

2018 年 3 月

国立国会図書館収集書誌部

この文書は日本語に翻訳されており、英語原文との相違が生じることがあります。この翻訳は、参照目的でのみ提供されています。



International Federation of  
Library Associations and Institutions

## 国際目録原則覚書

# Statement of International Cataloguing Principles (ICP)

IFLA 目録分科会、国際目録規則に関する IFLA 専門家会議

2016 年版 (2017 年改訂)

Agnese Galeffi (委員長)、María Violeta Bertolini、Robert L. Bothmann、Elena Escolano Rodríguez、Dorothy McGarry

2016 年 12 月

IFLA 目録分科会常任委員会、IFLA 標準委員会 承認

IFLA 専門委員会 承認



María Violeta Bertolini, Robert L. Bothmann, Elena Escolano Rodríguez,  
Agnese Galeffi, and Dorothy McGarry, 2016.

© 2016 by María Violeta Bertolini, Robert L. Bothmann, Elena Escolano Rodríguez, Agnese Galeffi, and Dorothy McGarry.

IFLA  
P.O. Box 95312  
2509 CH Den Haag  
Netherlands

[www.ifla.org](http://www.ifla.org)

## 目次

0 序論.....	3
1 適用範囲 .....	4
2 一般原則 .....	4
3 実体、属性および関連 .....	5
4 書誌記述 .....	6
5 アクセスポイント.....	6
6 目録の目的および機能 .....	10
7 探索能力の基盤.....	11
8 用語集.....	13
9 参考資料 .....	18
10 覚書 2016 年版では使用しない用語 .....	19
11 あとがき .....	20
12 2017 年 5 月改訂事項.....	21
日本語訳付録 用語集 英→日索引 .....	22

## 0 序論

広く「パリ原則」として知られているもとの「原則覚書」は、1961年に国際目録原則会議で採択された<sup>1</sup>。目録法の国際的標準化の基礎を担おうとするその目標は、確実に達成されている。すなわち、その後世界中で整備された目録規則の大半は、厳密にまたは少なくとも相当程度にこの原則に従ったものである。

その後40年以上が経過し、世界中の目録作成者と利用者が探索・発見システムとしてのオンライン目録を利用するにつれ、共通の国際的な目録原則をもつことは依然として必要である。21世紀が始まった時点で、IFLAはオンライン図書館目録やその先にあるものにふさわしい新しい原則の覚書<sup>2</sup>を作成した(2009年刊)。現行の版は、2014年から2015年にかけてレビュー、改訂され、2016年に承認された。

原則覚書2009年版は、パリ原則に取って代わり、パリ原則の適用範囲を、単にテキストから成る資源からあらゆる種類の資源にまで、また、単に記入の選定と形から図書館目録に用いられる書誌データおよび典拠データのあらゆる面にまで明示的に拡張した。この覚書は、原則および目的のみでなく、国際的に目録規則が備えるべき指針となる規定、また探索および検索の能力に関する指針をも備えている。この2016年版では、新しい利用者層、オープンアクセス環境、データの相互運用性とアクセシビリティ、発見ツールの特徴、および利用者行動一般の著しい変化について、考慮している。

この覚書の範囲は次のとおりである。

1. 適用範囲
2. 一般原則
3. 実体、属性および関連
4. 書誌記述
5. アクセスポイント
6. 目録の目的および機能
7. 探索能力の基盤

この覚書は、世界の偉大な目録法の伝統<sup>3</sup>と、IFLAによるFRBRファミリーの概念モデル<sup>4</sup>の上に構築されている。

---

<sup>1</sup> *International Conference on Cataloguing Principles (Paris : 1961). Report.* London : International Federation of Library Associations, 1963, p. 91-96. このほか *Library Resources and Technical Services*, v.6 (1962), p. 162-167 および *Statement of principles adopted at the International Conference on Cataloguing Principles, Paris, October, 1961.* Annotated edition with commentary and examples by Eva Verona. London : IFLA Committee on Cataloguing, 1971.にも掲載。

<sup>2</sup> *IFLA Cataloguing Principles: Statement of International Cataloguing Principles (ICP) and its Glossary.* München: K.G. Saur, 2009. (IFLA Series on Bibliographic Control; v. 37). 覚書はオンラインで入手可能 <[www.ifla.org/publications/statement-of-international-cataloguing-principles](http://www.ifla.org/publications/statement-of-international-cataloguing-principles)>.

<sup>3</sup> Cutter, Charles A.: *Rules for a Dictionary Catalog.* 4th ed., rewritten. Washington, D.C.: Government Printing office, 1904, Ranganathan, S.R.: *Heading and Canons.* Madras [India]: S. Viswanathan, 1955 および Lubetzky, Seymour. *Principles of Cataloging. Final Report. Phase I: Descriptive Cataloging.* Los Angeles, Calif.: University of California, Institute of Library Research, 1969.

<sup>4</sup> Functional Requirements: the FRBR Family of Models <[www.ifla.org/node/2016](http://www.ifla.org/node/2016)>. 現在は統合プロセスにあるため、この覚書でも過渡期における若干の不確実性がみられる。

この覚書の原則が、書誌データおよび典拠データの国際的な共有を拡大させる助けとなること、そして目録規則作成者の取組みの指針となることを願うものである。

## 1 適用範囲

この覚書の原則は、目録規則の整備および目録担当者の決定の指針となることを意図したものである。この原則は、書誌データおよび典拠データに適用する。結果的に、この原則は、現行の図書館目録、書誌および図書館で作成されるその他のデータセットにも適用する。

この原則は、あらゆる種類の書誌的資源の記述目録法と主題目録法に対して、一貫した道筋を提供することをめざしている。

## 2 一般原則

目録規則の作成・整備、目録担当者の決定およびデータアクセス・交換に関する方針を導く原則には次のものがある。これらの中で、利用者の利便性がもっとも重要である。一方、原則の 2.2 から 2.13 には特に順位づけはない。原則の 2.2 から 2.13 が対立する場合は、相互運用性の原則をその他の原則より上位に置くものとする。

- 2.1. **利用者の利便性** 利便性とは、すべてのデータが利用者にとって分かりやすく適切であり続けるためにあらゆる取組みが行われるべきである、ということを示している。「利用者」という語は、目録を探索し、書誌データおよび／または典拠データを利用する者すべてを意味する。記述の作成およびアクセスのための名称の統制形の構築における決定は、利用者を念頭に置いて行うものとする。
- 2.2. **用語法の一般性** 記述およびアクセスポイントにおいて用いられる語彙は、利用者の大多数に用いられる語彙に合致するものとする。
- 2.3. **再現性** 記述は、出現したとおりに資源を表現するものとする。個人、団体および家族の名称の統制形は、実体それ自体が表している方式によるものとする。著作のタイトルの統制形は、もとの表現形の最初の体現形に出現した形に基づくものとする。それが可能でない場合は、参考情報源で共通して用いられている形を用いるものとする。
- 2.4. **正確性** 書誌データおよび典拠データは、記述される実体を正確に描写するものとする。
- 2.5. **充分性および必要性** 特定のニーズを持つ者を含むあらゆる種類の利用者のアクセスを容易にするために、目録の目的と機能を充足するために、また、実体を記述または識別するために必要なデータ要素を含めるものとする。
- 2.6. **有意性** データ要素は、記述に意義のあるものであり、着目すべき重要なものであり、実体相互の区別を可能にするものとする。

- 2.7. 経済性** 目標を達成するための方法が選ばれるときには、全体としてもっとも便宜的かつ実用的な方法（すなわち、最小のコストまたはもっとも簡単な対応策）を優先するものとする。
- 2.8. 一貫性および標準性** 記述およびアクセスポイントの作成は、一貫性をもたらすため、可能な限り標準化するものとする。
- 2.9. 統合性** あらゆる種類の資源の記述およびあらゆる種類の実体の名称の統制形は、可能な限り共通する一式の規定に基づくものとする。
- 2.10. 相互運用性** 図書館コミュニティの内外で、書誌データおよび典拠データの共有・再利用を確実にするためのあらゆる取組みが行われるものとする。データ交換と発見ツールのために、自動翻訳および曖昧さ回避を容易にする語彙の使用が強く推奨される。
- 2.11. 開放性** データに関する制約は、透明性を促進し、「オープンアクセスに関する IFLA 声明」<sup>5</sup>でも宣言されているオープンアクセスの原則に準拠するため、最小限に抑えられるものとする。データアクセスに関するあらゆる制約は、完全に明示されるものとする。
- 2.12. アクセシビリティ** 書誌データおよび典拠データへのアクセスと探索機能は、「図書館員と情報労働者の IFLA 倫理綱領」<sup>6</sup>で推奨されているアクセシビリティの国際標準に準拠するものとする。
- 2.13. 合理性** 目録規則中の規定は、説明が可能でなければならない。また恣意的であってはならない。特定の状況においてすべての原則を尊重することが可能でない場合は、説明が可能で実際的な解決策が見出され、その根拠が説明されなければならない。

### 3 実体、属性および関連

実体は、特定領域の利用者の主要な関心対象である。それぞれの実体は、属性と呼ばれるその主要な特性によって記述することができる。実体の属性は、利用者が特定の実体に関する情報を求める際に、質問を作成したり回答を解釈したりする手段としても機能する。関連は、実体間および実体相互の結びつきを説明する。

目録作業においては、書誌的宇宙の概念モデルにおいて定義されている実体、属性および関連を考慮するものとする。考慮される概念モデルは、書誌レコードの機能要件（FRBR）、典拠データの機能要件（FRAD）および主題典拠データの機能要件（FRSAD）である。

- 3.1 実体：** 書誌データおよび典拠データによって表現される実体には次のものがある<sup>7</sup>。

---

<sup>5</sup> IFLA Statement on Open Access. <[www.ifla.org/node/8890](http://www.ifla.org/node/8890)>

<sup>6</sup> IFLA Code of Ethics for Librarians and other Information Workers. <[www.ifla.org/news/ifla-code-of-ethics-for-librarians-and-other-information-workers-full-version](http://www.ifla.org/news/ifla-code-of-ethics-for-librarians-and-other-information-workers-full-version)> (邦訳：『IFLA 倫理綱領』訳責：井上靖代、2013。<<https://www.ifla.org/files/assets/faife/codesofethics/japanesecodeofethicsfull.pdf>>)

<sup>7</sup> FRBR、FRAD および FRSAD の統合プロセスが現在進行中であるため、ここでは上述の概念モデルで示されているすべての実体を挙げている。そのため、グループ 3 の実体について、また名称およびアクセスポイントとの関連において Nomen について、若干の不一致が生じている。

著作  
表現形  
体現形  
個別資料<sup>8</sup>  
個人  
家族  
団体<sup>9</sup>  
Thema  
Nomen<sup>10</sup>

**3.2 属性：** 各実体を識別する属性をデータ要素として用いるものとする。

**3.3 関連：** 書誌的に有意な実体相互の関連を識別できるものとする。

## 4 書誌記述

**4.1** 一般に、個々の体現形に対して別々の書誌記述を作成するものとする。

**4.2** 書誌記述は、一般に、体現形の代表としての個別資料に基づくものとし、個別資料、具体化されている著作（単数または複数）および表現形（単数または複数）に関する属性または属性へのリンクを含むことがある。

**4.3** 記述データは、国際的に合意された基準に基づくものとする。図書館コミュニティにおいては、この基準は国際標準書誌記述（ISBD）である<sup>11</sup>。異なる基準に基づくときは、よりよい相互運用性および情報の正確な再利用を促進するために、用いられる基準と国際標準書誌記述（ISBD）との間の公開されたマッピングへのオープンアクセスを提供するためのあらゆる取組みが行われるものとする。

**4.4** 記述は、目録または書誌データセットの目的に従って、いくつかの精粗のレベルによることができる。精粗のレベルに関する情報は、利用者に伝達されるものとする。

## 5 アクセスポイント

### 5.1 通則

---

<sup>8</sup> 著作、表現形、体現形および個別資料は FRBR および FRAD モデルで記述されるグループ 1 の実体である。

<sup>9</sup> 個人、家族および団体は、FRAD モデルで記述されるグループ 2 の実体である。

<sup>10</sup> Thema（著作の主題として用いられる実体）および Nomen（それによって Thema が知られたり、指し示されたり、呼ばれたりする記号または記号の連続）は、FRSAD モデルで導入され記述されている実体である。FRBR の枠組みにおいて、Thema はグループ 1 およびグループ 2 の実体、さらに著作の主題（すなわち、グループ 3 の実体である概念、物、出来事および場所）となる他のすべての実体を含む。FRSAD において、Nomen は FRAD の実体である名称、識別子および統制形アクセスポイントのスーパークラスである。この覚書では、覚書の目的外であるため、Nomen を名称、識別子および統制形アクセスポイントのスーパークラスとみなすことはしない。

<sup>11</sup> *ISBD : International Standard Bibliographic Description*. Consolidated ed. Berlin, München: De Gruyter Saur, 2011. (IFLA Series on Bibliographic Control; v. 44).



書誌データおよび典拠データを検索するためのアクセスポイントは、一般的な原則（2. 一般原則を見よ）に従って形成するものとする。アクセスポイントは統制形のこともあれば、非統制形のこともある。

**5.1.1** 統制形アクセスポイントは、個人、家族、団体、著作、表現形、体现形、個別資料および Thema といった実体の名称の典拠形および異なる形に対して与えられるものとする。統制形アクセスポイントは、一群の資源の書誌データを集中するために必要な一貫性を与える。

アクセスポイントとして用いられる、名称の典拠形、名称の異なる形および識別子を統制するために、典拠データを作成するものとする。

**5.1.2** 非統制形アクセスポイントは、書誌データとして、名称、タイトル（例：体现形に見出される本タイトル）、コード、キーワード等に対して与えられることがあるが、典拠データで統制されない。

## 5.2 アクセスポイントの選定

**5.2.1** 書誌データへのアクセスポイントとして、資源に具体化された著作および表現形に対する典拠形アクセスポイント（統制形）、体现形のタイトル（通常は非統制形）、ならびに著作の創作者に対する典拠形アクセスポイントを含めるものとする。

団体は、団体の総体としての意思や活動が表現された著作において、またはタイトルの語の表現が、著作の性質との結びつきによって、団体が著作の内容に総体として責任を有することを明確に示している場合に、創作者とみなすものとする。このことは、たとえ団体の役員や職員の立場にある個人の記名がある場合でも適用される。

**5.2.2** 記述対象の書誌的資源を発見および識別するために重要とみなされる場合は、書誌データへのアクセスポイントとして、個人、家族、団体および主題に対する付加的な典拠形アクセスポイントが与えられるものとする。

**5.2.3** 典拠データへのアクセスポイントとして、その実体に対する名称の典拠形および名称の異なる形を含めるものとする。

**5.2.4** 付加的なアクセス提供が、関連する実体の名称によって行われることがある。

## 5.3 典拠形アクセスポイント

実体の名称に対する典拠形アクセスポイントは、その実体に対する識別子および名称の異なる形とともに典拠データとして記録するものとする。一つの典拠形アクセスポイントが、目録中の標準的な表示形として用いられることがある。

**5.3.1** 典拠形アクセスポイントは、一つの基準によって構築されるべきものである。

**5.3.2** 典拠形アクセスポイントの言語および文字種

**5.3.2.1** 名称がいくつかの言語および／または文字種で表現されているときには、その名称に対する典拠形アクセスポイントの優先順位は、もとの言語および文字種で表現された著作の体現形に見出される情報に基づいて決定するものとする。

**5.3.2.1.1** ただし、もとの言語および／または文字種がその目録中で普通に用いられていない場合には、典拠形アクセスポイントは、その目録の利用者にもっとも適切な言語および／または文字種の一つによる体現形または参考情報源に見出される形に基づることができる。

**5.3.2.1.2** 名称の典拠形または名称の異なる形である統制形アクセスポイントによって、可能な限りもとの言語および文字種からアクセス提供が行われるものとする。

**5.3.2.2** 翻字が望ましい場合には、文字変換のための国際基準に従うものとする。

### **5.3.3 優先名称の選定**

ある実体に対する典拠形アクセスポイントとして優先される名称は、体現形にもっとも頻繁に見出される名称か、または参考情報源に見られ、その目録の利用者からよく受け入れられている名称（例：慣用名）のように、一貫性をもって実体を識別する名称に基づくものとする。

#### **5.3.3.1 個人、家族および団体に対する優先名称の選定**

ある個人、家族または団体が、異なる名称または名称の異なる形を用いる場合には、典拠形アクセスポイントの基礎として、一つの名称または名称の一つの形を選定するものとする。

**5.3.3.1.1** 名称の異なる形が体現形および／または参考情報源にあり、その相違が同一の名称の異なる表現（例：完全形と短縮形）によらない場合は、次の優先順位によるものとする。

- a) 一般に知られた名称（または慣用名）が表示されているときは、それを公式名より優先する。
- b) 一般に知られた名称または慣用名が表示されていないときは、公式名を優先する。

**5.3.3.1.2** 団体が継続した期間に、一つの名称の微細な変更とは考えられない別の名称を用いてきた場合には、有意な名称の変更により識別されるそれぞれの実体を新しい実体とみなす。それぞれの実体に対応する典拠データを、通常、その団体の以前および以後の典拠形の名称を関連づけることによって結びつけるものとする。

#### **5.3.3.2 著作、表現形、体現形および個別資料に対する優先タイトルの選定**

一つの著作が複数のタイトルをもつときには、著作、表現形、体現形および個別資料に対する典拠形アクセスポイントの基礎として、一つのタイトルを優先するものとする。

体現形に著作のタイトルの異なる形がある場合は、次の優先順位によるものとする。

- a) 著作のもとの表現形の最初の体現形に出現したタイトル
- b) 共通して用いられているタイトル

#### 5.3.4 典拠形アクセスポイントの名称の形

##### 5.3.4.1 個人名の形

個人名がいくつかの単語から成るときには、典拠形アクセスポイントの最初の語の選定は、体現形または参考情報源に見出されるその個人ともっとも関係のある国および言語の慣用に従うものとする<sup>12</sup>。

##### 5.3.4.2 家族名の形

家族名がいくつかの単語から成るときには、典拠形アクセスポイントの最初の語の選定は、体現形または参考情報源に見出される、その家族ともっとも関係のある国および言語の慣用に従うものとする。

##### 5.3.4.3 団体名の形

団体名に対する典拠形アクセスポイントについては、名称は、体現形または参考情報源に見出されるそのままの順序によるものとする。ただし、次の場合を除く。

**5.3.4.3.1** 団体が法域や地域管轄団体の一部であるときには、典拠形アクセスポイントに、目録の利用者のニーズにもっとも適した言語および文字種による当該地域の名称として現在用いられている形を含めるものとする。

**5.3.4.3.2** 団体名が従属機関もしくは下位の組織であることを意味するか、または下位の組織を識別するのに充分でないときは、典拠形アクセスポイントは上位の組織の名称から始めるものとする。

##### 5.3.4.4 著作、表現形、体現形および個別資料の名称の形

著作、表現形、体現形または個別資料に対する典拠形アクセスポイントは、単独のタイトルからも、また、その著作の創作者（単数または複数）に対する典拠形アクセスポイントと結合されたタイトルからも構築されることがある。

---

<sup>12</sup> *Names of persons : national usages for entry in catalogues*. 4th revised and enlarged edition. München, K.G. Saur, 1996. (UBCIM publications ; new series, v. 16)  
<[www.ifla.org/files/assets/cataloguing/pubs/names-of-persons\\_1996.pdf](http://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/pubs/names-of-persons_1996.pdf)>. *Name of persons* の更新版はオンラインで入手可能である。<[www.ifla.org/node/4953](http://www.ifla.org/node/4953)>

#### 5.3.4.5 名称間の区別

ある実体を同一の名称の他の実体と区別することが必要な場合には、その実体に対する典拠形アクセスポイントの部分として、さらに識別のための特性を含めるものとする。望ましい場合には、同じ識別のための特性を名称の異なる形の部分として含めることがある。

#### 5.4 異なる名称および名称の異なる形

どのような名称を典拠形アクセスポイントとして選定するとしても、統制されたアクセスのために異なる名称および名称の異なる形をも典拠データとして記録するものとする。

### 6 目録の目的および機能

目録は、利用者に次のことを可能にする、有効かつ効率的な道具であるものとする。

#### 6.1 その資源の属性または関連を探索に用いた結果として、あるコレクションの中で書誌的資源を発見すること。

これにより、単一の資源、または次に相当する一群の資源を発見すること

同一の著作を実現するすべての資源  
同一の表現形を具体化するすべての資源  
同一の体現形を例示するすべての資源  
特定の個人、家族または団体に関するすべての資源  
特定の Thema に関するすべての資源  
探索結果の二次的な限定のために通常用いられるその他の判断基準（言語、出版地、出版日付、表現形式、機器種別、キャリア種別、その他）によって特定されるすべての資源

#### 6.2 ある書誌的資源または行為主体を識別すること（すなわち、記述された実体が求める実体と一致することを確認すること、または類似の特性をもつ2以上の実体を区別すること）。

#### 6.3 利用者のニーズに適合する書誌的資源を選択すること（すなわち、媒体、内容、キャリア等に照らして利用者の要求を満たす資源を選ぶこと、または利用者のニーズに適合しない資源を排除すること）。

#### 6.4 記述された個別資料を取得するか、またはそれに対するアクセスを確保すること（すなわち、利用者が購入や貸借等によって個別資料を取得すること、または遠隔情報源にオンライン接続し、個別資料に電子的にアクセスすることができるよう情報を提供すること）、または典拠データもしくは書誌データにアクセスし、それらを取得し、もしくは入手すること。

#### 6.5 誘導および探索

書誌データおよび典拠データの論理的な排列、ならびに、実体相互の関連の明確な表示によって、目録の中を誘導および探索すること。

その目録の外、その他の目録および図書館以外のコンテキストへ誘導し、その中を探索すること。

## 7 探索能力の基盤

### 7.1 探索

アクセスポイントは、1) 書誌データと典拠データおよびそれらに関連する書誌的資源の信頼性ある検索を提供し、2) 探索結果を集中し、限定する。

#### 7.1.1 探索の仕組み

名称は、所与の図書館目録または書誌ファイルにおいて活用可能なあらゆる仕組み（名称の完全形、キーワード、フレーズ、部分一致、識別子等）によって、探索および検索できるものとする。データは、相互運用性および再利用を増大させるため、図書館以外の仕組みからもオープンかつ探索できるものとする。

#### 7.1.2 中核的アクセスポイント

中核的アクセスポイントは、書誌記述における各実体の主要な属性および関連に基づくアクセスポイントである。

##### 7.1.2.1 書誌データの中核的アクセスポイントには、次のものを含める。

創作者の名称に対する典拠形アクセスポイント、または、2 以上の名称があるときには最初に記名された創作者の名称に対する典拠形アクセスポイント  
著作／表現形に対する典拠形アクセスポイント（創作者に対する典拠形アクセスポイントを含めることがある）  
体现形の本タイトルまたは補記タイトル  
体现形の出版日付または発行日付  
著作に対する主題アクセスポイントおよび／または分類記号  
記述された実体に対する標準番号、識別子およびキータイトル

##### 7.1.2.2 典拠データの中核的アクセスポイントには、次のものを含める。

実体の典拠形名称  
実体の異なる名称および名称の異なる形  
実体に対する識別子  
著作に対する統制された名称（例：主題アクセスポイントおよび／または分類記号）

### 7.1.3 付加的アクセスポイント

書誌データまたは典拠データのその他の属性は、任意的なアクセスポイントとして、または検索結果を選別もしくは限定する仕組みとして機能することがある。

**7.1.3.1** 書誌データにおいては、そのような属性には次のものが含まれるが、これに限定されるものではない。

- 最初の創作者以外の創作者の名称
- 創作者とは異なる役割をもつ個人、家族、または団体の名称（例：演奏・演技者）
- 異なるタイトル（例：並列タイトル、見出しタイトル）
- シリーズに対する典拠形アクセスポイント
- 書誌データ識別子
- 体現形に具体化された表現形の言語
- 出版地
- 表現形式
- 機器種別
- キャリア種別

**7.1.3.2** 典拠データにおいては、そのような属性には次のものが含まれるが、これに限定されるものではない。

- 関連する実体の名称またはタイトル
- 典拠データ識別子

## 7.2 検索

探索によって、同一のアクセスポイントをもつ大量の書誌データが検索されるとき、目録利用者にとって利便性のある何らかの論理的順序で、望ましくはアクセスポイントの言語および／または文字種に関する基準に従って、結果が表示されるものとする。利用者が、出版日付、アルファベット順、関連度ランキングなどの様々な条件で選択できるようにするものとする。

可能であれば、実体および実体相互の関連の表示が優先されるものとする。

## 8 用語集

この用語集は、国際目録原則覚書 (ICP) において特有の用法 (単に通常の辞書的定義ではなく) で用いられる語を収録している。覚書の理解のために重要な用語も 2、3 収録してある。末尾に記載した語は、ICP2009 年版では使用していたが、もはや使用しないものである。

BT=上位語 ; NT=下位語 ; RT=関連語

**アクセスポイント (Access point) :** それによって書誌データまたは典拠データを検索し、識別する名称、用語、コード等。アクセスポイントは、目録の集中機能をも可能にする。

**中核的アクセスポイント [NT]、典拠形アクセスポイント [NT]、典拠データ [RT]、統制形アクセスポイント [NT]、非統制形アクセスポイント [NT]、付加的アクセスポイント [NT]、名称 [RT]、名称の異なる形 [NT]、Nomen [RT]** をも見よ。

[出典 : FRAD、IME ICC、ICP ワーキンググループ]

**概念モデル (Conceptual model) :** 実体/関連モデリングのような分析技術を用いて書誌的宇宙の領域を概念化するひとつのモデル

**関連 [NT]、実体 [NT]、属性 [NT]** をも見よ。

[出典 : ICP 改訂ワーキンググループ]

**家族 (Family) :** 出生、婚姻、養子縁組もしくは同様の法的地位によって関連づけられた、またはそれ以外の手段によって自分たちが家族であることを示す 2 以上の個人。

**行為主体 [BT]、個人 [RT]、実体 [RT]、創作者 [RT]、団体 [RT]** をも見よ。

[出典 : IME ICC で修正された FRAD]

**慣用名 (Conventional name) :** 公的な名称とは異なるが、それによって実体が知られてきた名称。

**名称 [BT]、名称の異なる形 [RT]、名称の典拠形 [RT]、優先名称 [RT]** をも見よ。

[出典 : AACR2 Revision2002 用語集からの修正、ICP 改訂ワーキンググループ]

**関連 (Relationship) :** 実体間または実体のインスタンス間の特定の結びつき。

**概念モデル [BT]、実体 [RT]、創作者 [NT]、属性 [RT]** をも見よ。

[出典 : FRBR に基づく]

**記述目録作業 (Descriptive cataloguing) :** 目録作業において、記述データおよび主題以外のアクセスポイントの両者を与える部分。

**主題目録作業 [RT]、書誌記述 [RT]** をも見よ。

[出典 : IME ICC]

**キータイトル (Key title) :** ISSN ネットワークによって継続資料に割り当てられた固有の名称で、その継続資料の ISSN と不可分に関連づけられたもの。

[出典 : ISBD 統合版]

**キャリア種別 (Carrier type) :** 資源の内容を表示する、見る、作動させる等のために必要とする媒介機器の種別と組み合わせて、格納する媒体の形式およびキャリアの収納方法を示す表示。

**表現形 [RT]、表現形式 [RT]** をも見よ。

[出典 : IME ICC]

**行為主体 (Agent) :** 著作、表現形、体现形または個別資料について、何らかの責任関連を有する実体 (個人、家族または団体)。

**家族 [NT]、個人 [NT]、実体 [BT]、創作者 [RT]、団体 [NT]** をも見よ。

[出典 : ICP 改訂ワーキンググループ]

**個人 (Person) :** ひとりの人、またはひとりの人もしくは集団により設定もしくは採用された単一のアイデンティティ。

**家族 [RT]、行為主体 [BT]、実体 [RT]、創作者 [RT]、団体 [RT]** をも見よ。

[出典 : FRAD で修正後、IME ICC で修正された FRBR]

**個別資料 (Item) :** 体现形の単一の例示。

**実体 [BT]、体现形 [RT]、著作 [RT]、表現形 [RT]** をも見よ。

[出典 : FRBR]

**識別子 (Identifier) :** ある実体と関係づけられ、その識別子が適用されている領域において、その実体と他の実体との区別ができるようにするための番号、コード、語、語句、ロゴ、仕組み等。

**典拠データ [RT]** をも見よ。

[出典 : FRAD]

**実体 (Entity) :** 対象となる概念の抽象的なカテゴリー。

**概念モデル [BT]、家族 [RT]、関連 [RT]、行為主体 [NT]、個人 [RT]、個別資料 [NT]、属性 [RT]、体现形 [NT]、団体 [RT]、著作 [NT]、表現形 [NT]、Nomen [NT]、Thema [NT]** をも見よ。

[出典 : ICP 改訂ワーキンググループで修正された FRBR 統合グループ]

**主題目録作業 (Subject cataloguing) :** 目録作業において、Thema および Nomen (Thema を指し示すために用いられる) を識別する部分。

**記述目録作業 [RT]、Thema [RT]** をも見よ。

[出典 : IME ICC、ICP 改訂ワーキンググループ]

**書誌記述 (Bibliographic description) :** ある資源を記録および識別する一群の書誌データ。

**記述目録作業 [RT]、書誌データ [BT]** をも見よ。

[出典 : ISBD 統合版]

**書誌的宇宙 (Bibliographic universe) :** 図書館のコレクションに関連する領域。広義には、図書館、博物館・美術館などのようなその他の情報コミュニティのコレクションに関連する領域が含まれることがある。

[出典 : IME ICC、ICP 改訂ワーキンググループ]



**書誌的資源 (Bibliographic resource) :** 知的・芸術的内容から成る、有形または無形の実体。  
[出典 : ISBD 統合版]

**書誌的有意性 (Bibliographically significant) :** 書誌的資源において、特別の意味もしくは価値を有する実体または属性または関連の質。  
[出典 : IME ICC]

**書誌データ (Bibliographic data) :** 書誌的資源の記述および書誌的資源へのアクセス提供が行われるデータ要素。  
**書誌記述 [NT]、典拠データ [RT]** をも見よ。  
[出典 : IME ICC、ICP 改訂ワーキンググループ]

**創作者 (Creator) :** 著作の知的・芸術的内容に責任を有する個人、家族または団体。  
**家族 [RT]、関連 [BT]、行為主体 [RT]、個人 [RT]、団体 [RT]** をも見よ。  
[出典 : IME ICC]

**属性 (Attribute) :** 実体の特性。属性には、実体に固有の属性と外的に付与される属性がある。属性は、単にリテラルとして、または URI として記録されることがある。  
**概念モデル [BT]、関連 [RT]、実体 [RT]** をも見よ。  
[出典 : FRBR、ICP 改訂ワーキンググループ]

**体現形 (Manifestation) :** 著作の表現形の物理的な具体化。体現形は、著作の集合 (合集)、個別の著作、または著作の構成部分を具体化することがある。体現形は、一つまたは複数の物理的単位として出現することがある。  
**個別資料 [RT]、実体 [BT]、著作 [RT]、表現形 [RT]** をも見よ。  
[出典 : FRAD、FRBR、IME ICC]

**団体 (Corporate body) :** 一体として活動し特定の名称によって識別される組織、あるいは個人および/または組織の集合。  
**家族 [RT]、行為主体 [BT]、個人 [RT]、実体 [RT]、創作者 [RT]** をも見よ。  
[出典 : FRAD]

**中核的アクセスポイント (Essential access point) :** 書誌データまたは典拠データに記録された、実体の主要な属性または関連に基づくアクセスポイントであり、それらのデータの検索および識別を確実にする。  
**アクセスポイント [BT]、典拠形アクセスポイント [RT]、統制形アクセスポイント [RT]、付加的アクセスポイント [RT]** をも見よ。  
[出典 : IME ICC]

**著作 (Work) :** 個別の知的・芸術的創作 (すなわち、知的・芸術的内容)。  
**個別資料 [RT]、実体 [BT]、体現形 [RT]、表現形 [RT]** をも見よ。  
[出典 : IME ICC で修正された FRAD、FRBR]

**典拠形アクセスポイント (Authorized access point) :** 規則または基準に従って確立され構築される、実体に対する優先的な統制形アクセスポイント。

アクセスポイント [BT]、中核的アクセスポイント [RT]、統制形アクセスポイント [BT]、名称 [RT]、名称の異なる形 [RT]、名称の典拠形 [RT]、優先名称 [RT] をも見よ。  
[出典：IME ICC]

**典拠データ (Authority data)**： 個人、家族、団体、著作、表現形、体現形、個別資料、または Thema に関する情報の集合。典拠データは、アクセスポイントとして用いられる名称の典拠形、Nomen、名称の異なる形および識別子を統制するために作成されるものとする。  
アクセスポイント [RT]、識別子 [RT]、書誌データ [RT]、統制形アクセスポイント [RT] をも見よ。  
[出典：FRAD、ICP 改訂ワーキンググループ]

**統制形アクセスポイント (Controlled access point)**： 典拠データに記録されたアクセスポイント。統制形アクセスポイントは、名称の典拠形とともに、異なる形として指示された形を含む。  
アクセスポイント [BT]、中核的アクセスポイント [RT]、典拠形アクセスポイント [NT]、典拠データ [RT]、非統制形アクセスポイント [RT]、名称 [RT]、名称の異なる形 [NT]、Nomen [RT] をも見よ。  
[出典：IME ICC]

**非統制形アクセスポイント (Uncontrolled access point)**： 典拠データによって統制されていないアクセスポイント。  
アクセスポイント [BT]、統制形アクセスポイント [RT] をも見よ。  
[出典：IME ICC、ICP 改訂ワーキンググループ]

**表現形 (Expression)**： 文字による表記、記譜、運動譜、音声、画像、物、運動等の形式またはそれらの形式の組み合わせによる著作の知的・芸術的実現。  
キャリア種別 [RT]、個別資料 [RT]、実体 [BT]、体現形 [RT]、著作 [RT]、表現形式 [RT] をも見よ。  
[出典：FRBR]

**表現形式 (Content form)**： 資源の内容が表現される基本的な形式。  
キャリア種別 [RT]、表現形 [RT] をも見よ。  
[出典：ISBD 統合版]

**付加的アクセスポイント (Additional access point)**： 書誌データまたは典拠データの検索を向上させるため、中核的アクセスポイントに加えて使用することがあるアクセスポイント。  
アクセスポイント [BT]、中核的アクセスポイント [RT] をも見よ。  
[出典：IME ICC]

**名称 (Name)**： それによって実体が知られている文字、語あるいは語および／または文字の集合。個人、家族、または団体を指示する語／文字列を含む。著作、表現形、体現形、または個別資料に付与されたタイトルを含む。アクセスポイントの基礎として使用される。  
アクセスポイント [RT]、慣用名 [NT]、典拠形アクセスポイント [RT]、統制形アクセスポイント [RT]、名称の異なる形 [NT]、名称の典拠形 [NT]、優先名称 [NT]、Nomen [RT] をも見よ。  
[出典：FRAD で修正された FRBR]

**名称の異なる形 (Variant form of name) :** 実体に対する典拠形アクセスポイントとして選定されない名称の形。その実体の典拠データへのアクセスに使用される、または典拠形アクセスポイントへのリンクとして提示されることがある。

アクセスポイント [BT]、慣用名 [RT]、典拠形アクセスポイント [RT]、統制形アクセスポイント [BT]、名称 [BT]、名称の典拠形 [RT] をも見よ。

[出典 : IME ICC]

**名称の典拠形 (Authorized form of name) :** 実体に対する典拠形アクセスポイントとして選定された名称の形。

慣用名 [RT]、典拠形アクセスポイント [RT]、名称 [BT]、名称の異なる形 [RT]、優先名称 [RT] をも見よ。

[出典 : IME ICC]

**優先名称 (Preferred name) :** 規則または基準に従って選定され、その実体に対する典拠形アクセスポイントを構築する基礎として用いられる、実体の名称。

慣用名 [RT]、典拠形アクセスポイント [RT]、名称 [BT]、名称の典拠形 [RT] をも見よ。

[出典 : IME ICC]

**利用者 (User) :** 目録を探索し、書誌データおよび／または典拠データを利用する個人、家族、団体または自動的手段。

[出典 : ICP 改訂ワーキンググループ]

**Nomen :** それによって Thema が知られたり、指し示されたり、呼ばれたりする記号または記号の連続。Thema は、一つまたは複数の Nomen を持ち、Nomen は 2 以上の Thema を指し示すことがある。アクセスポイントの基礎として用いられる。

アクセスポイント [RT]、実体 [BT]、統制形アクセスポイント [RT]、名称 [RT] をも見よ。

[出典 : FRSAD]

**Thema :** 著作の主題として用いられる実体。Thema は複雑さが大きく異なることがある。単純な Thema が結合したり、集約されたりして、より複雑な Thema になることもある。

実体 [BT]、主題目録作業 [RT] をも見よ。

[出典 : FRSAD]

## 9 参考資料

**FRAD** – Functional Requirements for Authority Data: A Conceptual Model. München : K.G. Saur, 2009. (IFLA Series on Bibliographic Control; v. 34). オンラインで入手可能 : [www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frad/frad\\_2013.pdf](http://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frad/frad_2013.pdf). (邦訳 : 『典拠データの機能要件』 国立国会図書館収集書誌部訳、2012。 <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9454265>>)

**FRBR** – Functional Requirements for Bibliographic Records: Final Report. – Munich : Saur, 1998. (IFLA UBCIM publications new series; v. 19). オンラインで入手可能 : [www.ifla.org/publications/ifla-series-on-bibliographic-control-19](http://www.ifla.org/publications/ifla-series-on-bibliographic-control-19) (1997年9月、2008年2月に改正・訂正) (邦訳 : 『書誌レコードの機能要件—IFLA 書誌レコード機能要件研究グループ最終報告 (IFLA 目録部会常任委員会承認)』 和中幹雄、古川肇、永田治樹訳 日本図書館協会、2004。 <<https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr/frbr-ja.pdf>>、 <[https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr/errata\\_ja.pdf](https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr/errata_ja.pdf)>、 <<https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr/amend-1998-1-clean-ja.pdf>>)

**Functional Requirements for Subject Authority Data (FRSAD): Final Report.** – Berlin, München : De Gruyter Saur, 2011. (IFLA Series on Bibliographic Control; v. 43). オンラインで入手可能 : [www.ifla.org/files/assets/classification-and-indexing/functional-requirements-for-subject-authority-data/frsad-final-report.pdf](http://www.ifla.org/files/assets/classification-and-indexing/functional-requirements-for-subject-authority-data/frsad-final-report.pdf)

**GARR** – Guidelines for Authority Records and References. 2nd ed., rev. – Munich : Saur, 2001. (IFLA UBCIM publications new series; v. 23). オンラインで入手可能 : [www.ifla.org/files/assets/hq/publications/series/23.pdf](http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/series/23.pdf)

**IME ICC** – 国際目録規則に関する IFLA 専門家会議 (1st-5th: 2003-2007) 参加者からの勧告。

**Introducing the FRBR Library Reference Model / Pat Riva, Maja Žumer.** – Paper presented at: IFLA WLIC 2015 - Cape Town, South Africa in Session 207 - Cataloguing. オンラインで入手可能 : <http://library.ifla.org/1084>

**ISBD** – International Standard Bibliographic Description. Consolidated edition. – Berlin, München : De Gruyter Saur, 2011. (IFLA Series on Bibliographic Control; v. 44).

**Webster's 3rd** – Webster's Third New International Dictionary. – Springfield, Mass. : Merriam, 1976.

## 10 覚書 2016 年版では使用しない用語

概念 (Concept)      **Thema** を見よ。

合集 (Collection)

コレクション (Collection)

書誌レコード (Bibliographic record)      **書誌データ** (Bibliographic data) を見よ。

出来事 (Event)      **Thema** を見よ。

典拠レコード (Authority record)      **典拠データ** (Authority data) を見よ。

内容種別 (Content type)      **表現形式** (Content form) を見よ。

場所 (Place)      **Thema** を見よ。

物 (Object)      **Thema** を見よ。

## 覚書 2009 年版では使用しない用語

参照 (Reference)      **名称の異なる形** (Variant form of name) を見よ。

書誌的単位 (Bibliographical unit)      **体現形** (Manifestation) を見よ。

統一タイトル (Uniform title)      **典拠形アクセスポイント** (Authorized access point)、**名称** (Name)、**名称の典拠形** (Authorized form of name) を見よ。

標目 (Heading)      **典拠形アクセスポイント** (Authorized access point)、**統制形アクセスポイント** (Controlled access point) を見よ。

## 11 あとがき

この国際目録原則覚書の改訂は、IFLA 目録分科会の 2012 年活動計画<sup>13</sup>において目標として定められたものである。ワーキンググループが決定し常任委員会が承認した事項は、会議報告を通じて辿っていくことができる。

このあとがきでは、改訂全般に影響する若干の問題に言及する。

1. 国際目録原則覚書 2016 年版は原則だけを扱っているわけでないことが認められるが、覚書 2009 年版の構造は保たれたままである。
2. 現在進行中の FRBR、FRAD および FRSAD の統合は、改訂に大きく影響している。2010 年、FRSAD は FRBR の実体「概念」「物」「出来事」および「場所」を「Thema」に置き換え、スーパークラス「Nomen」を作り出した。覚書においては、用いられるすべての実体について、概念の重複と誤解を回避しつつ、統合するために多くの取組みがなされた。
3. 「相互運用性」「開放性」および「アクセシビリティ」の原則が導入された。
4. 章の順番が変更された。以前の第 4 章「目録の目的および機能」は第 6 章に移された。
5. IFLA 目録分科会常任委員会の決定<sup>14</sup>に従い、「序論」において「国際的な目録規則」への言及が削除された。
6. 第 1 章「適用範囲」において、「文書館、博物館・美術館およびその他のコミュニティ」への言及が省略された。覚書 2016 年版は、図書館の活動、概念モデル、基準およびツールに基づいている。他のコミュニティがデータの作成、管理および共有に参加することは常に歓迎されるが、このような連携は同一の原則や定義の適用を意味するものではない。
7. 第 7 章「探索能力の基盤」は拡張された。また、用語「規則」「目録」「OPAC」に代わり、集中した書誌データを様々な形式で表示することを意味する用語を用いた。
8. 「レコード」という語および概念は（書誌レコードであれ典拠レコードであれ）、「データ」を集約し可視化するひとつの方法であることを考慮して、「データ」に変更された。

---

<sup>13</sup> [www.ifla.org/publications/cataloguing-section-action-plan](http://www.ifla.org/publications/cataloguing-section-action-plan)

<sup>14</sup> *2012 Minutes, Appendix IV Expansion of the ICP to form an international cataloguing code?*  
[www.ifla.org/files/assets/cataloguing/reports/meeting\\_2012.pdf](http://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/reports/meeting_2012.pdf)

## 12 2017年5月改訂事項

5.1.1において、「themas」を「thema」とした<sup>訳注</sup>。

用語集（第8章）において、一部の用語（家族、関連、行為主体、個人、実体、創作者および団体）の相互参照を変更した。

---

<sup>訳注</sup> 日本語訳には影響なし。

Access point	アクセスポイント
Additional access point	付加的アクセスポイント
Agent	行為主体
Attribute	属性
Authority data	典拠データ
Authorized access point	典拠形アクセスポイント
Authorized form of name	名称の典拠形
Bibliographic data	書誌データ
Bibliographic description	書誌記述
Bibliographic resource	書誌的資源
Bibliographic universe	書誌的宇宙
Bibliographically significant	書誌的有意性
Carrier type	キャリア種別
Conceptual model	概念モデル
Content form	表現形式
Controlled access point	統制形アクセスポイント
Conventional name	慣用名
Corporate body	団体
Creator	創作者（2009年版では「作成者」）
Descriptive cataloguing	記述目録作業
Entity	実体
Essential access point	中核的アクセスポイント
Expression	表現形
Family	家族
Identifier	識別子
Item	個別資料
Key title	キータイトル
Manifestation	体现形
Name	名称
Nomen	Nomen
Person	個人
Preferred name	優先名称（2009年版では「優先される名称」）
Relationship	関連
Subject cataloguing	主題目録作業
Thema	Thema
Uncontrolled access point	非統制形アクセスポイント
User	利用者
Variant form of name	名称の異なる形
Work	著作